

追悼の辞

トリリア大学名誉教授 ハンスⅡ ハイナー・キューネ

私たちがここに参集いたしましたのは、ひとかどの卓越した人物・研究者を偲ぶためであります。他でもない友人としての責務、そして偉大な業績への敬慕の念が、世界各所から私たちをこの地へと誘ったのです。

私にとって宮澤浩一先生は、まずもって親友であり、まるで兄のような存在でした。一九七二年の夏の終わり、若い駆け出しの助教授であった私は、ザールラント大学と慶應義塾大学の学術交流の一環で東京に降り立ちましたが、そのときに何くれとなく世話を焼いてくださったのが先生でした。これをきっかけに、お互いの家族ぐるみの深い親交が始まりました。私の息子たちにとっても、先生はずっと家族のようなかけがえのない存在であったのです。

私たちの友情が固い絆で結ばれたのは、職業的な関心・活動が共通していたことにも拠っています。まず、先生は私に、日本の文化と法制度について親身に手ほどきして下さいました。このとき先生のご助力によって知見を得られたからこそ、私は後に日本とドイツとの間の比較法的議論に深く携わることができたのです。私たちが

世界のあらゆる場所で共に参加し、また企画・実行した学会や講演会などは、あまりに多すぎて数え上げることができません。共著で出版した本は五冊、研究論文は二〇本近くにのびります。

しかし、これらすべては、先生の学問的業績全体からすればほんの一部にすぎません。そこには、先生自ら執筆し、あるいは多くの刑法学者・犯罪学者との共同作業により生み出されたおびただしい数の著作を収めたきわめて多様な公刊物が含まれます。と申しますのも、知への関心と研究の喜びこそが、先生の人生においてつねに最も重要なことでありました。すなわち、先生にとって何より大切だったのは、名声ではなく、友人や同僚との議論の中で自らの知を広げることだったのです。先生は、まさに真心の学者だったのです。

もっとも、先生が榮譽を一身に集められ、賞賛を浴びたのはごく当然のことでした。いくつもの学術的な表彰、名誉博士号、記念論文集⁽¹⁾、勲章……これらすべては、先生に捧げられた世界からの惜しみない感謝のあかしでありました。

先生がドイツに尽くされた数多くのご功績のうちのほんのいくつかを、この会場に集まった皆さまにいま一度お目にかけたいと思います。

先生は、日独刑法学の対話における最も重要な仲介者でありました。先生は、類い希な語学力とドイツ刑法への深い造詣によって、議論や論稿を通じて解釈学上の議論に一石を投じられ、その発展に大いに寄与されました。それに加えて、先生は、ドイツからの情報を日本に持ち帰って実り豊かなものにしただけでなく、ドイツ刑法の日本における継受に関して、われわれに詳細なフィードバックをしてくださったはじめての学者でもありました。先生のお弟子さんたちを除いては、今日に至るまで、先生に代わる後継者を見出すことはできないといっても過言ではありません。こうして、日独刑法学の対話が、旧来のような一方通行のものにとどまらなかったことは、誰よりも先生に負うところが大きいと言わなければなりません。先生が、二年に一度開かれるドイツ刑法学

会の常連のゲストであったことは、言うまでもないことでしょう。

先生は、お亡くなりになる数年前まではとても活動的で、日独共同のイベントをそれぞれの国においていくつも企画しておられました。ドイツの刑法学者のほぼすべてにとつて、先生は、どんなプロジェクトに関してもいつでも快く献身的に相談に乗ってくれる最良のパートナーでありました。その専門知識、日本における有力なお立場、そしてご両親の遺産に基づいて先生が設立された「宮澤基金」(宮澤義衛記念刑事政策等振興基金)による経済的支援があつたからこそ、日独比較刑法学——犯罪学を含めて——の分野における多くの企画が、先生のご助力・ご協働とも相俟つて実現したのです。

先生の手による数多の重要なプロジェクトのうち、この場では残念ながらほんのわずかしかがご紹介することができます。例えば、韓国ならびに、東京をはじめとする日本各地の景勝地における第二回(一九九四年)⁽²⁾、第三回(二〇〇〇年)日独刑法学大会の開催を挙げることができます。多くの同僚たちが、今日なお、あのときの夢のような歓待の思い出にひたっています。

先生のドイツの刑法学者との多岐にわたる交際は、多くの学者と、プライベートにおいても心温まる友情をはぐくむことへとつながりました。日本では、かなり親しい人との間でも、とりわけそれが外国人であると一定の距離をとるのが普通であるようですが、先生はそれをよしとせず、多くの、特にドイツ人の同僚と惜しみないお付き合いをされました。その点で、先生は、きわめて「非日本的」であつたと言えます。宮澤先生のこのような深い友情は、私たちのうち少なからぬ者が享受することのできた最大の「贈り物」でありましたが、このことが、日本の一部の保守的な人たちの間での先生の評価をきわめて微妙なものにしていたことを、われわれドイツ人の多くは知らずにいたのです。しかし、先生はそうしたことには全くひるみませんでした。なぜなら、先生は、日独両方の文化に愛着を感じておられ、その双方から、ご自身の人生を形づくるための道標を見出そうとなされ

ていたからです。そのことが、日独両国において比類のない先生の人物像へとつながっていったのです。すなわち、日独両国に深い根をおろした、二つの世界の調律者という姿です。

二〇回にもわたって版を重ね改訂され続けた、一九世紀後半からの『ドイツ刑法学者系譜学』は、九〇年代の終わりに至るまで、日独の刑法学者にとってまさしく宝物庫でありました。この大著には、学者ごとの重要な人物データと業績目録も掲載されていたので、そこから得られる情報はきわめて有益で、通例の系譜学を凌駕するものでありました。私自身、ドイツの刑法学者とその相関関係をめぐる当時の状況についてこの本から学ばせてもらったのは、駆け出しの頃に限ったことではありません。これは冗談のような話と思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、私は——おそらく他の同僚も——、あるドイツ人学者がどこで、また誰のところで博士論文ないし教授資格論文を書いたのか、その学問的な経歴はどのようなものなのか、どういう業績があるのかといったことを知りたいとき、先生のこの本で調べていました。まさにインターネットがなかったあの当時には、この本他には骨の折れる個別調査という選択肢しかありませんでしたから、この本は貴重な情報源だったのです。

独日法律家協会(DJ JV)の設立にも、先生は大変に尽力されました。先生は鬼籍に入られるまで、評議会のメンバーとしてこの著名な協会のほぼすべての催しに、テーマの設定、日本側の報告者の指名および手配、あるいは資金調達にあたっての惜しみのないご支援を下さり、精力的に活動されました。協会の理事会からは、全会員の深い哀悼の意を表するよう託っております。理事長にして先生の多年にわたる友人であるヤン・グロテア氏も、どうしても外すことのできないご家族の用事さえなければ、本日真つ先に駆けつけていたことでしょう。

日本の学者、検察官、警察官僚をはじめとする法曹関係者の方々は、宮澤基金に支えられて、各々の専門分野を学ぶためにそれぞれが(先生のご紹介・斡旋で)ドイツ各地の教授のところへと赴き、そして帰国後には先導者たる地位を確立されました。これは、日本においてドイツ法理を実践する上できわめて重要な貢献であったに

違いありません！

先生は、「日本被害者学会」の創設者、そして長年にわたる理事長として、世界的名声を博しました。というのは、先生は、一九七三年のイスラエルにおける最初の国際大会の後に被害者学が犯罪学の一部としてようやく一般に注目を浴びるようになるはるか以前から、この学問領域の地歩を固めておられたからです。先生は、西洋では遅れて開拓されたこの学問領域の先駆者として、感嘆をもって受け入れられることになったのです。それだけに、ハンス・ヨアヒム・シュナイダー氏によりその後設立された、国際社会をまたにかけて活動する「世界被害者学会」において、八〇年代の数年間、理事長の職責を果たされたのは、必然的なことでありました。

宮澤先生が七〇年代の終わり頃には軌道に乗せることに成功した、日韓の司法の間の協力関係の構築は、きわめて特別な政治的意義を有していました。二〇世紀前半の四〇年近くにわたる日本による韓国の統治に端を発する、今なお緊張の続いている両国の関係を考えると、こうした試みは、そもそも失敗を余儀なくされたはずのものでありました。たった数年前に、ソウルの韓国国立博物館の建物が、建造物としては相当な価値があったにもかかわらず、とりわけ日本の統治時代に建てられたという理由で取り壊され、新しい近代的な建物に建て替えられたことを想起することだけでも充分かと存じます！ それにもかかわらず、先生のためまぬご尽力により、今日に至るまでの活発でしがらみの全くない日韓の検察官の交流が成功へと導かれたのです。これとの関連で忘れてはならないのは、韓国の法曹界の重鎮であられる関建植先生が、ご自身のご家族が日本の統治により想像を絶する苦痛を強いられたにもかかわらず、そうした協力関係の理念に賛同されたことです。おふたりの深い友情は、計り知れない歴史的重荷（歴史の負の遺産）にもかかわらず和解が可能であることの例証であり、また象徴でありました。それについては、関先生ご自身にお話いただけると幸甚に存じます。

宮澤先生の多くのお弟子さんたちが、ドイツ法との強固な結びつきを持った著名な教授へと大成されたことは、

全くもって不思議なことではありません。そのうちの多くの方々が、本日、ここにいらっしやいます。

偉大な学者、古き良き友は、もうここには居ません。先生が逝ってしまった今、日独の刑法学および国際的な犯罪学にばかりと空いた穴は、容易に埋めることができないものです。多くの方々が、先生がいらっしゃらないこの寂寥感に苛まれるかもしれません。しかし、先生は草葉の陰からいつまでも私たちを見守って下さっているのです。

先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

二〇一〇年一月 お別れの会にて

(翻訳 フィリップ・オステン)

(1) ドイツで出版されたものとして Festschrift für Miyazawa. Dem Wegbereiter des deutsch-japanischen Strafrechtsdiskurses, herausgegeben von Kühne, Nomos, 1995.

(2) Kühne/Miyazawa (Hrsg.), Neue Strafrechtsentwicklungen im deutsch-japanischen Vergleich, 1995, Ius Criminale Bd. 2 を参照。